

資料 4

令和 8 年度特定健診受診率向上に向けた
薬局受診勧奨業務

プロポーザル審査要領

令和 8 年 6 月

岩 手 県

岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和8年度特定健診受診率向上に向けた薬局受診勧奨業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定は、公募型プロポーザル方式によって行うものとする。

受託候補者を選定するための業務提案書等の審査の概要については、次のとおりとする。

1 審査機関

- (1) 本業務に係るプロポーザルの審査については、受託候補者選考委員会（以下「委員会」という。）において実施するものとする。
- (2) 委員会は、プロポーザル参加者（以下「参加者」という。）から提出された業務提案書等について、別途定める審査基準に基づき、審査を行い、その結果を県に報告するものとする。

2 審査方法及び県への報告方法

- (1) 審査は、業務提案書等及び参加者による委員会でのプレゼンテーションに基づいて行うものとする。
- (2) 参加者が6者を超える場合には、委員会において、業務提案書等による審査（以下「一次審査」という。）を実施し、上位と評価された6者により、委員会において、業務提案書等及びプレゼンテーションに基づく審査を行うものとする。
- (3) 参加者が6者以下であった場合には、一次審査は実施しないものとする。なお、参加者が1者のみであった場合にも、委員会において業務提案書等及び参加者によるプレゼンテーションに基づく審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価し、その旨を県に報告するものとする。

この場合の評価は、審査項目ごとに採点を行う方法とし、委員の評点の合計点の平均点が60点以上の点数を得た場合に受託候補者として選定するものとする。

- (4) 委員会の委員は、業務提案書等及びプレゼンテーションに基づき、個別の審査基準ごとと評価を行い、審査基準等に評点を記入するものとする。
- (5) 2(4)の評点の合計点に基づき、委員ごとに上位3者まで順位点（1位…5点、2位…3点、3位…1点）をつけ、それを委員会で合計した総得点により順位をつけて、県に報告するものとする。

なお、総得点と同点の場合には、総評点の高い者を上位者とするものとする。

3 審査項目及び配点

審査項目、審査観点及び配点

審査項目		審査観点	配点
1 業務実施方針	業務提案全般	・委託業務の趣旨、内容、求められる成果等を理解し、的確な提案となっているか。	15
2 事業実施方法	業務内容	・薬局による勧奨を実施するにあたり、参加薬局向けマニュアル・勧奨用啓発資材・Q&A集・勧奨実績集計様式等が、勧奨効果が期待ができる内容であり、薬局の事務負担が少ない内容となっているか。	20
		・勧奨用リーフレット等啓発資材についての提案内容が、発想や内容に優れたものになっており、ナッジ理論等を活用して、被保険者の興味を引くような訴求力の高いものになっているか。	20
		・自由提案について、独自に工夫した点や、より効果的に事業実施するための方策が提案されており、その内容は有益なものであるか。	20
3 業務遂行能力	業務運営体制等	・提案内容を適正かつ確実に履行することが可能な知識・経験を有する者を確保し、十分な組織体制が構築されているか。 ・これまでの業務実績等が良好であり、同様の事業を実施し受診率を向上させた実績がある等、必要なノウハウを持っていることが認められるか。	15
4 事業経費	積算内訳	・積算単価や数量は妥当なものであるか。 ・提案内容との整合性が図られているか。	10
合 計			100

【評価基準】

	不十分である	やや不十分である	妥当である	優れている	非常に優れている
10点満点	1、2点	3、4点	5、6点	7、8点	9、10点
15点満点	1～3点	4～6点	7～9点	10～12点	13～15点
20点満点	1～4点	5～8点	9～12点	13～16点	17～20点